

第七節 終戦後の兵器処理

米軍は日本軍に押し三十八度線以南の軍隊の装備了る兵器弾薬（警備用
銃の若干の携行を許す）は京城、仁川、群山、木浦、清州、釜山其他に集積さ
せられたる外、飛行機、自動車等は露行場に整理を命じた事により其痛う完了し
たところ、飛行機は発動機を除外し自動車は日本軍の輸送に貸與し、火砲、小銃
後用銃及弾薬は天々集積所に於て付近の海岸に搬出投棄せり
之が実行に方りては治安維持の要地且日本軍の正統観に基き一切他に流出せしめ
たることに努力したる結果、系統一挺の誤差なく必を米軍に引渡すことを得たり、且ル左
南緯には日本製火器は絶無とせり
又北緯三十八度線以北に於ては解除したる武器弾薬はソ連軍に受領したる後日
本軍人を抑留せしむる為と露軍の行街は一印不明とせり